

幼保連携型認定こども園について

1 部会の設置について

(1) 所掌事務の追加

子育て文化審議会の所掌事務に「幼保連携型認定こども園の認可等についての意見を聴取」を追加

(2) 幼保連携型認定こども園部会

- 上記事務を、幼保連携型認定こども園部会で実施する。
- 幼保連携型認定こども園部会の決議を、審議会の決議とする。

[子育て文化審議会規則]

- ・ 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により決める（3項）
- ・ 部会長が部会の事務を掌理する（4項）
- ・ 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会の委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、職務を代理する（5項）
- ・ 審議会の定めにより、部会の決議を、審議会の決議とすることができる（6項）
- ・ 審議会と同じく、部会は部会長が招集すること、部会長が部会の議長になること、部会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することとする（7項）

2 部会の構成について

団体・所属機関	氏名	備考
山口県立大学社会福祉学部教授	藤田久美	学識経験者
宇部フロンティア大学短期大学部教授	伊藤一統	学識経験者
(一財)山口県保育協会保育士部会長	兒玉好美	保育所代表
(財)山口県私立幼稚園協会副理事長	中邑隆哉	幼稚園代表
山口県地域活動連絡協議会副会長	松橋美恵子	利用者代表
山口県PTA連合会広報委員会副委員長	川崎裕美	利用者代表
	6名	